平成２４年（フ）第９号
和歌山県日高郡日高町大字荊木28番地の１
債務者　濵口　尚子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　武志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１０３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地こま川団地１街区８棟402号
債務者　小島　栄子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　庸久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４３号
熊本市白藤１丁目19番３号
債務者　田村　榮則
１　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　建部　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市中山町1871番地１　レオネクストロイヤルＫリリハ104号
債務者　檜垣　匡広
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本木　順也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６号
宮城県登米市米山町西野字西裏25番地１
債務者　岡元　裕仁
１　決定年月日時　平成24年３月21日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保田恭章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
仙台地方裁判所登米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６号
和歌山県日高郡由良町大字神谷279番地、申立前の住所和歌山県日高郡由良町大字神谷360番地の１
債務者　めぐみ美容室こと　中山めぐみ
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第３８５号
愛知県豊橋市牧野町字北原28番地の１
債務者　荒木美代子
１　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２９号
埼玉県蓮田市大字閏戸744番地２
債務者　薄田　明子
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
埼玉県蓮田市大字閏戸744番地２
債務者　薄田　隆夫
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
埼玉県朝霞市溝沼１丁目２番21号
債務者　長嶋　次郎
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
静岡県伊東市湯川１丁目14番２号
債務者　鈴木　邦雄
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
愛知県安城市住吉町３丁目３番35号　ファミリーマンション住吉502、前住所愛知県安城市昭和町４番６号
債務者　ヤマリュウこと　後藤　隆志
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７号
愛知県安城市住吉町３丁目３番35号　ファミリーマンション住吉502、前住所愛知県安城市昭和町４番６号
債務者　Ｐａｃｋゆいこと　後藤　陽子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
愛知県岡崎市大和町字荒田60番地１　パビリオン大和Ｂ－402、前住所愛知県安城市安城町亀山１番地11　エスペランタ亀山801
債務者　メガネアート安城店こと　杉山　邦照
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
愛知県西尾市西浅井町宮下14番地４　キングスコート西尾プレステージ807号室
債務者　吉沢板金こと　坂部　　勲
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
岡山県倉敷市連島町矢柄5655番地１
債務者　境田　拓也
１　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
岡山県総社市中原56番地19
債務者　髙瀬　和美
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係